

2025向け  
那覇本校公務員講座  
生クラス

憲 法

板書④



p109 (3) 29条1項は何を保障したものが

- ① 個人の財産権の保障
- ② 私有財産制の制度的保障

→ 私有財産制とは個人が自分の財産を持つことを認める法制度のこと  
 もしこの法制度がなければ世の中の財産は全てみんなのものということとなる  
 つまり  
 「これは誰々のもの」「この権利は誰々の権利」という概念がなくなってしまう



29条1項は、我々の現に有する財産権を保障すると同時に、いわばその前提となる個人が財産を持つことを認めるシステム・制度を保障している

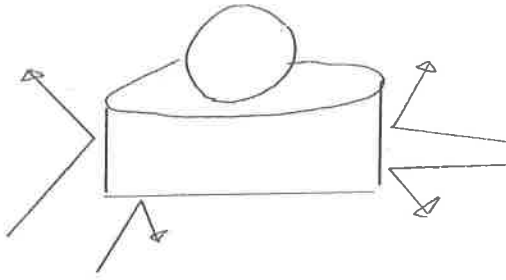
||

私有財産制の制度的保障

テーブルコード

--	--	--

cf. 制度的保障

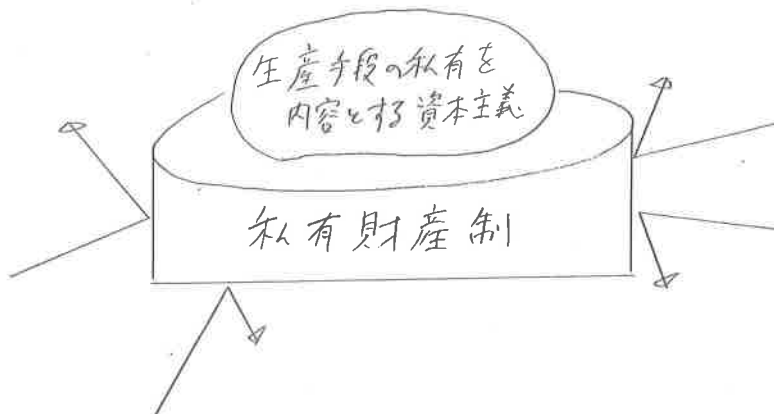


真ん中にあるものを守るため防波堤の役目を果たすもの

その真ん中にあるものを「中核」「核心」という

Q 私有財産制を制度的保障と解した場合、その中核、すなわち真ん中にある守られているものは何か？

A 生産手段の私有を内容とする資本主義



テーブルコード

--	--	--

※ 「生産手段の私有」について

資本主義 = 個人が自由な経済活動により  
お金の受けが得る経済体制



そのためには お金を得る元手が必要

その元手のことを「生産手段」という

これを個人が自由に持つことを認めることを「私有」という



自分の生産手段が認められる

||

生産手段の私有

→ 自分の生産手段により お金を  
得て自分のものとする  
ことができる

||

資本主義

テーブルコード

--	--	--

P109 ② (1) ① 内在的制約 (消極目的規制) の具体例

## <建築基準法>

土地 ← 建築制限 建築基準法

土地は自分の財産だからどう建物を建てようか本来自由のはず



しかし土地いっぱい建物を建てると  
火災の際に延焼のおそれがあるし、地震の際に倒壊により被害が拡大する  
おそれがある  
すなわち害悪発生のおそれがある



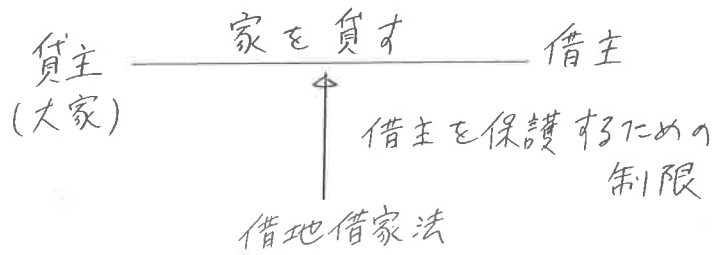
そこでこのように害悪発生防止の目的  
で建築基準法が建築を制限  
する  
この制限は内在的制約 (消極目的  
規制)

テープコード

--	--	--

## ② 政策的制約 (積極目的規制) の具体例

## &lt; 借地借家法 &gt;



家は貸主にとって自分の財産だから  
どう貸そうと自由のはず

しかし、それだと借主に不利と  
なってしまうおそれがある (貸主と借主を  
比べると借主は弱いから貸主の言い  
なりになってしまう危険があるから)

そこで経済的弱者である借主を  
保護する目的で借地借家法が様々  
な制限を設けた

よって

この制約は政策的制約 (積  
極目的規制)

テーブルコード

--	--	--

## P110 ② 森林法事件

## — 前提知識 —

ある土地がABC3人のものだった



このように1つの物を複数の者で持っている (=所有している) 状態を「共有」といい、ABCそれぞれを「共有者、対象」と呼んでいる物を「共有物」という



このとき特に当事者間で決めない限り、各自が同じ割合で持ち合っていることとなる

すなわち  $\frac{1}{3}$  はAのもの  
 $\frac{1}{3}$  はBのもの  
 $\frac{1}{3}$  はCのもの

このように各自の持っている割合を「持分」という

すなわち Aは  $\frac{1}{3}$  の持分  
 Bも  $\frac{1}{3}$  の持分  
 Cも  $\frac{1}{3}$  の持分  
 を有している

テープコード

--	--	--



→ 共有者ABCは共有物につき所有権という権利を有しており、民法上いつでも共有物の分割（ここでは森林の分割）を請求できる（民法256条）

||

所有権という権利の効力、内容



しかし森林法186条はこれを制限している

||

共有森林につき持分価格2分の1以下の共有者の分割請求権を否定

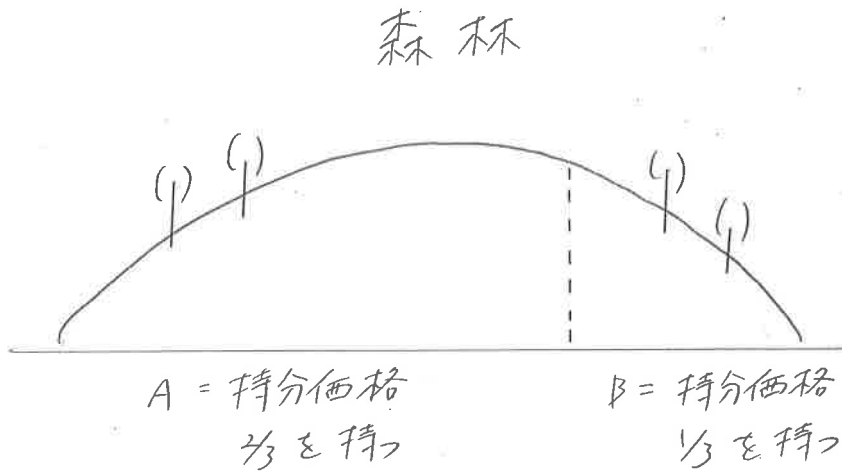


この規定により分割できなくなった者が所有権という財産権の制限として違憲と主張

cf. 持分価格 = 持分の金銭的価値  
評価

テープコード

--	--	--



森林法によると A からの分割請求は認められるが、B からの分割請求は否定される



本来民法からすれば認められるはずだが森林法により制限される



B からすると所有権という自分の権利(財産権)が法律により制限されることになる

これは財産権を保障している憲法に反するので法的に問題となる

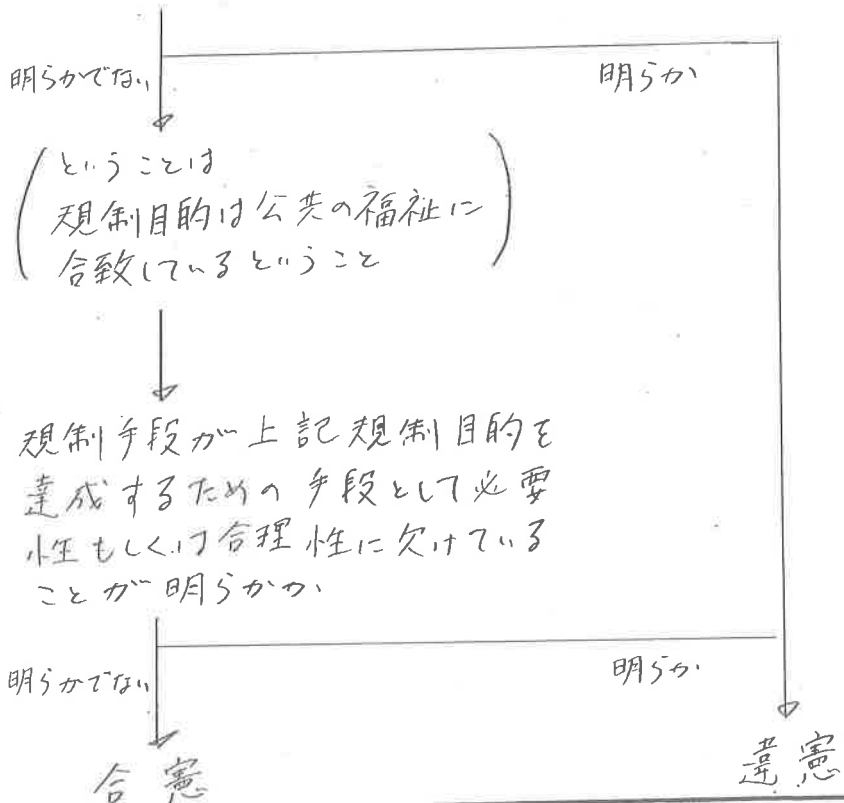
テープコード

--	--	--

(判例) 「財産権に対する規制の違憲審査基準」

→ 財産権を規制する法律の規制目的が  
公共の福祉に合致しないことが明らかか  
又は規制手段が規制目的を達成する  
ための手段として必要性・合理性に欠け  
ていることが明らかの場合、その法律  
は違憲となる

財産権を規制する法律の規制  
目的が公共の福祉に反することか  
明らかか



テープコード

--	--	--

→ 森林法について何か？

森林法の目的 = 森林の細分化を防止することにより 森林経営の安定を図り、もって森林の保続培養と森林の生産力の増強を図りもって 国民経済の発展に資すること

Q どういうことか

A 森林が細分化される = 簡単にいうと森林が小さくなったということ



すると小さくなった分森林からの利益・収益が少なくなった



森林経営が不安定となる



森林経営を行っていた者が経営に見切りをつけて開発のため売却してしまうおそれが生じる



テーブルコード

--	--	--

↓  
 森が消滅(して)う

↓ すると

森が持っている様々な自然への力 (ex 地球温暖化防止・治水機能 etc) や森への恩恵がなくなってしまう。

また

日本の国土から森林面積が減少することを意味し国民にとっても不利益

↓

以上を避けるために森林の細分化を防止する、これが森林法への目的

→ このような目的は公共の福祉に合致するといえる

よって

「立法目的は公共の福祉に合致しないことが明らかである」とはいえない

テープコード

--	--	--

では森林法が採用している「持分価格2分の1以下の共有者の分割請求否定」という規制手段は上記の立法目的を達成するための手段として必要性・合理性を欠いていることが明らかか



立法目的を達成する手段として必要性・合理性を欠いていることが明らか

- 森林の細分化を防止するということを考えるにあたっては面積が重要なはずにも関わらず、その点は考慮せずに持分価格ということを考慮要素としている点で合理性に欠け必要な限度を超えている

Q どういうことか

前述の細分化の弊害を防止するために例えば最低100万平方メートルの森林が必要ということになったとする



すると重要なのは分割後の森林の面積が100万平方メートルあるかどうかということ

テープコード

--	--	--

であり、持分価格の割合ではよいはず



仮に持分価格が2分の1以下でも分割後なお100万平方メートルあるならば分割を認めてもいいはず

しかし

森林法は持分価格2分の1以下の共有者の分割請求を否定

これは不合理であり必要の限度を超えた規制である

→ 以上より

森林法は、その立法目的は公共の福祉に合致しないことが明らかであるとはいえないものの、規制手段が立法目的を達成する手段として必要性・合理性を欠いているから違憲

テープコード

--	--	--

P112 ③ (1) ② 肯定説 (通説・判例)

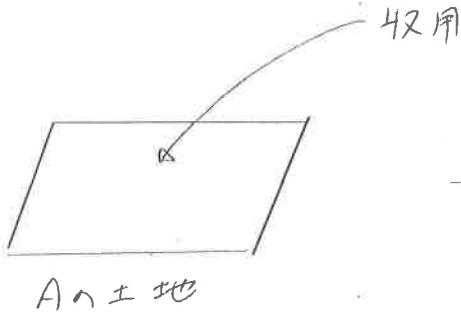
法律の授权 (委任) = 法律がその条文で「~について」の財産権の制限については条  
例で定める、と許可すること

テープコード

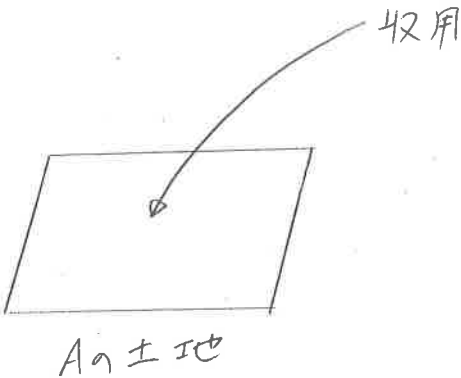
--	--	--



114 (2) ① 「公共のため」の意味



→ 道路  
公園  
空港  
学校 } を作る = みんなのため  
↓  
「公共のため」といえる



→ Bへ与える = Bが利益を受ける  
(Bが受益者) とする

↓  
収用する目的が社会  
公共の利益のため  
であれば「公共の  
ため」といえる

テープコード

--	--	--

## p115 (3) 補償の要否の判断基準

29条3項 「私有財産は正当な補償の下にこれを公共のために用いることができる」



条文からすると私有財産も補償をする  
 たら公共のために用いることができる。  
 するわけ私有財産を公共のために  
 用いるたらその引き換えに正当な補  
 償が必要であるようにも見える



しかし、そうではない  
 私有財産を公共のために用いても  
 補償が不要な場合もある



では、どういふ場合に補償が必要となるのか

||

「特別の犠牲」を課したといえる場  
 合に補償が必要となる

テーブルコード

--	--	--

Aの私有財産  
ex 土地

公共のために  
収用

Aの私有財産を公共のために用いるため  
収用することからAに対して「特別の犠牲」  
を課すこととなる場合に補償が必要  
となる

逆に「特別の犠牲」を課すといえない  
場合にはたとえ公共のために用いたとし  
ても補償は不要

→ ではどういった場合に「特別の犠牲」と  
いえるのか

これについては ① 形式的基準と ②  
実質的基準から考えていく

テーブルコード

--	--	--

## P119 (5) 補償規定を欠く法律の場合

29条3項 「私有財産は正当な補償の下に  
これを公共のために用いることができる」



憲法のこの規定をみたすため私有財産を収用したり制限したりする法令には通常補償についての条文が規定・用意されている

(この条文により補償されるのは  
前述のように特別の犠牲を課せられた者)



でももし特別の犠牲を課すにもかかわらず、私有財産を収用したり制限したりする法令に補償についての条文が規定・用意されていない場合、この法令は憲法29条3項をみたしていないとして違憲となるか。

テープコード

--	--	--

## P123 Ⅱ 「法律の定める手続」の意味

31条 = 何人も 法律の定める手続 によらなければ  
その生命若しくは自由を奪われ、又はその他  
の 刑罰を科せられ ない

↓ およ

刑罰を科すには法律の定める手続によら  
なければならぬ

||

刑罰を科すにはその手続(科刑手続といふ)を  
法律で定めなければならぬ

↳ 科刑手続の法定を要求

※ 31条は文言上は上記「科刑手続の法定」  
のみを要求・内容としているが、解釈に  
により以下の3つも要求・内容として  
と考えていく

→ 法定された科刑手続の内容が適正  
であることも要求・内容としている

↳ 科刑手続の適正も要求

テーブルコード

--	--	--

→ いかなる行為が犯罪となりそれに対してどのような刑罰を科すかを法律で定めることも要求

(「いかなる行為が犯罪となりそれに対してどのような刑罰を科すか」を  
実体という)

↳ 実体の法定も要求

→ 実体を定めた法律の内容が適正であることも要求

↳ 実体の適正も要求

	科刑手続	実体 (いかなる行為が犯罪となりそれに対してどのような刑罰を科すか)
法定	条文そのもの	
内容の 適正		

条文にはないが この3つも要求  
内容としていると解釈  
for 人権保障

テーブルコード

--	--	--

## P125 ② (2) 料利手続の適正

料利手続が適正であるためには  
料利手続の対象となっている者に告  
知と弁解・防衛の機会を与えなけ  
ればならない

||

どのような嫌疑がかけられているか  
を教えてあげ、それに対する反論、言  
分を聞いてあげなければならぬ。

テーブルコード

--	--	--

## p128 (4) 実体の適正 (実体的デュープロセス)

実体が適正であるためには どのような  
行為が犯罪となり、それに対していかな  
る刑罰を科すかを定めた法律の文言が  
明確でなければならぬ

(明確性の理論)

テープコード

--	--	--



